

鳥取県在宅等保健師の会「梨花の会」会則

（目的）

第1条 住民がいきいきと幸せに暮らす地域を作ることとを目的として、会員同士の交流を通じてお互いの活力を向上させ、各自ができる時に、できる範囲で、心温かいサービスを住民に届けるような取組みを行い、住み慣れた地域で暮らす住民の安心につなげる。

（名称及び所在）

第2条 この会は、鳥取県在宅等保健師の会「梨花の会」と称し、事務局を鳥取県国民健康保険団体連合会に置く。

（会員）

第3条 会員は、鳥取県内に居住している在宅等保健師で、この会の趣旨に賛同する者とする。

2 会員の入退会の条件は特に設けない。

（事業）

第4条 県民の健康づくりに関する活動を行う。

2 関係機関との連絡調整

3 その他、目的を達成するために必要な事項

（総会）

第5条 会長、事務局が必要に応じてこれを招集し、会長が議長となる。

2 会則を変更する場合は総会の議決を経て決定する。

3 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

（役員）

第6条 この会に、役員を置く。

1. 会長1名

2. 副会長1名

3. 幹事6名（東部、中部、西部地区から各2名）

4. 会計監事2名

2 会長及び副会長並びに幹事、会計監事は役員会で選出する。

3 会計監事は、収入、支出の状況を監査し、事務局へ報告する。

（役員会）

第7条 役員、事務局が必要に応じてこれを招集し、会長が議長となる。

2 役員会は、事業の企画及び事業に伴う関係機関と連絡調整を行う。

3 役員会は、その他必要とする事業を検討する。

4 総会付議事項であって、緊急な場合は役員会で専決することができる。

(その他)

第8条 その他、必要事項は都度協議する。

附 則

この会則は、令和元年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月29日から施行する。